

国土交通省令第六十四号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

国土交通大臣 石井 啓一

令 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上交通安全法施行規則の一部改正）

第一条 海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 (略)
第二章 交通方法

第一節(第四節) (略)

第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第二十三

条の二 第二十三條の四)

第六節 指定海域における措置(第二十三條の五 第二十三

條の七)

第三章・第四章 (略)

附則

(法第二条第二項第三号口に掲げる船舶)

第二条 法第二条第二項第三号口の国土交通省令で定める船舶は、法第三十六条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第三十一条第一項(同法第四十三条)において準用する場合を含む。)の規定による許可)を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。

2 (略)

(追越しの禁止)

第五条の二 (略)

2 法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。)第五条に規定する緊急用務を行つたための船舶であつて、当該緊急

改正前

目次

第一章 (略)
第二章 交通方法

第一節(第四節) (略)

第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第二十三

条の二 第二十三條の四)

第三章・第四章 (略)

附則

(法第二条第二項第三号口に掲げる船舶)

第二条 法第二条第二項第三号口の国土交通省令で定める船舶は、法第三十条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第三十一条第一項(同法第三十七条)の五において準用する場合を含む。)の規定による許可)を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。

2 (略)

(追越しの禁止)

第五条の二 (略)

2 法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。)第四条に規定する緊急用務を行つたための船舶であつて、当該緊急

用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が四ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が四ノット未満で航行している船舶とする。

(緊急用務を行うための船舶の指定の申請)

第十六条 令第五条の規定による指定を受けようとする者は、別記様式による申請書をその者の住所地を管轄する管区海上保安本部長(以下この節において「所轄本部長」という。)に提出しなければならない。

2 所轄本部長は、令第五条の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

(緊急船舶指定証の交付及び備付け)

第十七条 令第五条の規定による指定は、緊急用務の範囲を定め、その範囲及び次に掲げる事項を記載した緊急船舶指定証を交付することによつて行なう。

一(三) (略)

2 令第五条の規定による指定を受けた船舶(以下「緊急船舶」という。)を使用する者(以下「緊急船舶使用者」という。)は、前項の規定により交付を受けた緊急船舶指定証を当該緊急船舶内に備え付けなければならない。

(緊急用務を行う場合の灯火等)

第二十一条 令第六条の国土交通省令で定める紅色の灯火は、少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する紅色の全周灯とする。

2 令第六条の国土交通省令で定める紅色の標識は、頂点を上に

用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が四ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が四ノット未満で航行している船舶とする。

(緊急用務を行うための船舶の指定の申請)

第十六条 令第四条の規定による指定を受けようとする者は、別記様式による申請書をその者の住所地を管轄する管区海上保安本部長(以下この節において「所轄本部長」という。)に提出しなければならない。

2 所轄本部長は、令第四条の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

(緊急船舶指定証の交付及び備付け)

第十七条 令第四条の規定による指定は、緊急用務の範囲を定め、その範囲及び次に掲げる事項を記載した緊急船舶指定証を交付することによつて行なう。

一(三) (略)

2 令第四条の規定による指定を受けた船舶(以下「緊急船舶」という。)を使用する者(以下「緊急船舶使用者」という。)は、前項の規定により交付を受けた緊急船舶指定証を当該緊急船舶内に備え付けなければならない。

(緊急用務を行う場合の灯火等)

第二十一条 令第五条の国土交通省令で定める紅色の灯火は、少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する紅色の全周灯とする。

2 令第五条の国土交通省令で定める紅色の標識は、頂点を上に

した紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。

第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官による情報の提供)

第二十三条の二 法第三十条第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2 法第三十条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第三十条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 一六 (略)

(情報の聴取が困難な場合)

第二十三条の三 法第三十条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十三条の四 法第三十一条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第六節 指定海域における措置

(指定海域への入域に関する通報)

第二十三条の五 法第三十二条の規定による通報は、指定海域に

した紅色の円すい形の形象物でその底の直径が〇・六メートル以上、その高さが〇・五メートル以上であるものとする。

第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官による情報の提供)

第二十三条の二 法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2 法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 一六 (略)

(情報の聴取が困難な場合)

第二十三条の三 法第二十九条の二第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十三条の四 法第二十九条の三第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

(新設)

入域しようとする船舶が当該指定海域と他の海域との境界線を横切る時に、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。ただし、当該船舶が船舶自動識別装置を備えている場合において、当該船舶自動識別装置を起動させているときは、この限りでない。

2 法第三十二条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（簡易型船舶自動識別装置を備える船舶にあつては、当該簡易型船舶自動識別装置により送信される事項以外の事項に限る。）とする。

- 一 船舶の名称及び長さ
- 二 船舶の呼出符号
- 三 仕向港の定まつている船舶にあつては、仕向港
- 四 船舶の喫水
- 五 通報の時点における船舶の位置

（非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

第二十三条の六 法第三十四条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

2 法第三十四条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 非常災害の発生に関する情報
- 二 船舶交通の制限の実施に関する情報
- 三 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定海域内船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 四 指定海域内船舶が、船舶のびよう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定海域内船舶が航行

（新設）

の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報

(非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合)

第二十三条の七 法第三十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 VHF無線電話を備えていない場合

二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合

三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

第三章 危険の防止

(許可を要しない行為)

第二十四条 法第三十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

(許可の申請)

第二十五条 法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一 七 (略)

八 法第三十六条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

第三章 危険の防止

(許可を要しない行為)

第二十四条 法第三十条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

(許可の申請)

第二十五条 法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一 七 (略)

八 法第三十条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

九 法第三十六条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

2 (略)

(届出を要しない行為)

第二十六条 法第三十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

(届出)

第二十七条 法第三十七条第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書二通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第三十七条第一項第一号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第八号に掲げる事項

四 法第三十七条第一項第二号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第九号に掲げる事項

五 (略)

2 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第二十八条 法第三十九条第一項の規定による応急の措置は、次に掲げる措置のうち船舶交通の危険を防止するため有効かつ適切なものでなければならぬ。

一～三 (略)

第二十九条 法第三十九条第一項の規定による通報は、当該海難

九 法第三十条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

2 (略)

(届出を要しない行為)

第二十六条 法第三十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

(届出)

第二十七条 法第三十一条第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書二通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第三十一条第一項第一号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第八号に掲げる事項

四 法第三十一条第一項第二号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第九号に掲げる事項

五 (略)

2 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第二十八条 法第三十三条第一項の規定による応急の措置は、次に掲げる措置のうち船舶交通の危険を防止するため有効かつ適切なものでなければならぬ。

一～三 (略)

第二十九条 法第三十三条第一項の規定による通報は、当該海難

の発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長にしなければならない。

(航路等を示す航路標識の設置)

第三十条 法第四十一条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一(四) (略)

(権限の委任)

第三十二条 法第十条の二、法第二十条第三項及び第四項、法第二十二條、法第二十三條、法第三十条第一項並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該航路の所在する海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2|| 法第三十二条、法第三十四条第一項及び法第三十五条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3|| 法第三十六条第一項から第五項まで及び第七項、法第三十七条第一項から第五項まで並びに法第三十八条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

4|| 法第三十九条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該海難が発生した海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

5|| (略)

6|| 法第三十二条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

7|| 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

の発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長にしなければならない。

(航路等を示す航路標識の設置)

第三十条 法第三十五条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一(四) (略)

(権限の委任)

第三十二条 法第十条の二、法第二十条第三項及び第四項、法第二十二條、法第二十三條、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該航路の所在する海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

(新設)

2|| 法第三十条第一項から第五項まで及び第七項、法第三十一条第一項から第五項まで並びに法第三十二条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3|| 法第三十三条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該海難が発生した海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

4|| (略)

(新設)

5|| 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

- 一 法第十条の二、法第二十二條、法第二十三條、法第三十條第一項並びに法第三十一條第一項及び第二項の規定による権限
- イ 水 (略)
- 二 (略)
- 三 法第三十二條、法第三十四條第一項及び法第三十五條の規定による権限 東京湾海上交通センター
- 四 法第三十九條の規定による権限 当該海難が発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地

別表第三(第二十三條の二關係)

航路の名称	海域
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第二十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域(航路を除く。) 一 東京湾アクアライン海ほたる灯(北緯三十五度二十七分五十二秒東経百三十九度五十二分二十八秒)から二十八度三十分九千五百四十メートルの地点 二 東京湾アクアライン海ほたる灯から三十九度七千二百三十メートルの地点 三 木更津港防波堤西灯台(北緯三十五度二十二分三十七秒東経百三十九度五十一分四十秒)から三百二十六度三十分七千九十メートルの地点 四 九 (略)

- 一 法第十条の二、法第二十二條、法第二十三條、法第二十九條の二第一項並びに法第二十九條の三第一項及び第二項の規定による権限
- イ 水 (略)
- 二 (略)
- (新設)
- 三 法第三十三條の規定による権限 当該海難が発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地

別表第三(第二十三條の二關係)

航路の名称	海域
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域(航路を除く。) (新設) (新設) 一 木更津港防波堤西灯台(北緯三十五度二十二分三十七秒東経百三十九度五十一分四十秒)から四十九度四千八百三十メートルの地点から二百九十度八千四十メートルの地点 二 七 (略)

別記様式 (A4)

(略)	<p> 十 洲崎灯台(北緯三十四度五十八分三十一秒東經百三十九度四十五分二十七秒)から二十五度七千メートルの地点 十一 洲崎灯台から三百三十八度三十分二千メートルの地点 十二 劔崎灯台(北緯三十五度八分二十九秒東經百三十九度四十分三十七秒)から百五十八度千五百五十メートルの地点 十三 了十七 (略) 十八 横浜大黒防波堤東灯台から九十九度三十分四千米メートルの地点 十九 川崎東扇島防波堤東灯台(北緯三十五度二十九分四十一秒東經百三十九度四十六分五十九秒)から八十度三十分四千五百七十メートルの地点 二十 十五号地南信号所(北緯三十五度三十六分五十秒東經百三十九度五十分五秒)から百四十二度二千六百六十メートルの地点 </p>
-----	--

別記様式 (A4)

(略)	<p> (新設) (新設) (新設) 八 了十二 (略) 十三 十五号地南信号所(北緯三十五度三十六分五十秒東經百三十九度五十分五秒)から四十八度四千五百八十メートルの地点から百九十九度五千三百七十七メートルの地点から百九十度一万六千三百六十メートルの地点 (新設) </p>
-----	---

緊急船舶指定申請書

(略)
海上交通安全法施行令第5条の規定に基づき、次のとおり申請
します。
(略)

緊急船舶指定申請書

(略)
海上交通安全法施行令第4条の規定に基づき、次のとおり申請
します。
(略)



(港則法施行規則の一部改正)

第二条 港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

第八条の三 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

第十五条 法第二十九条（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第十六条 法第三十一条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二 法第三十八条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第四項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

2|| 法第三十八条第四項の国土交通省令で定める水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

改正前

第八条の三 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

第十五条 法第二十九条（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりなければならない。

第十六条 法第三十一条第一項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりなければならない。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二 法第三十六条の三第一項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十六条の三第四項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

（新設）

- 一 千葉港 千葉航路及び市原航路
- 二 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路
- 三 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

3|| 法第三十八条第四項の規定により同条第二項に規定する船舶の運航に關し指示することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 水路を航行する予定時刻を変更すること。
- 二 船舶局のある船舶にあつては、水路入航予定時刻の三時間前から当該水路から水路外に出るときまでの間における海上保安庁との連絡を保持すること。
- 三 当該船舶の進路を警戒する船舶又は航行を補助する船舶を配備すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に關し必要と認められる事項に關すること。

(港長による情報の提供)

第二十条の三 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

2 法第四十一条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 一六 (略)

(情報の聴取が困難な場合)

第二十条の四 法第四十一条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

(港長による情報の提供)

第二十条の三 法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

2 法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 一六 (略)

(情報の聴取が困難な場合)

第二十条の四 法第三十七条の三第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十条の五 法第四十二条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(法第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所)

第二十条の六 法第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)第百十八条に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

(指定港非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供)

第二十条の七 法第四十五条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

2 法第四十五条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 非常災害の発生の状況に関する情報
- 二 船舶交通の制限の実施に関する情報
- 三 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定港内船舶(法第四十五条第一項で規定する船舶をいう。以下この項において同じ。)の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 四 指定港内船舶が、船舶のびょう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定港内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

一〇三 (略)

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十条の五 法第三十七条の四第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(法第三十七条の五に規定する管区海上保安本部の事務所)

第二十条の六 法第三十七条の五に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)第百十八条に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

(新設)

五 前各号に掲げるもののほか、指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報

(指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合)

第二十條の八 法第四十五條第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 VHF無線電話を備えていない場合
- 二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
- 三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

(職権の委任)

第二十條の九 法第四十五條第一項及び法第四十六條の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2 法第四十四條の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

3 管区海上保安本部長は、法第四十五條第一項及び法第四十六條の規定による職権を東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。

(航行に関する注意)

第二十三條の二 長さ百九十メートル(油送船(原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十一度未満の液体を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを船長が確認していないものに限る。以下同じ。)にあつては、総トン数千トン)以上の船舶は

(新設)

(新設)

(航行に関する注意)

第二十三條の二 長さ百九十メートル(油送船(原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十一度未満の液体を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを船長が確認していないものに限る。以下同じ。)にあつては、総トン数千トン)以上の船舶は

、鹿島水路を航行して鹿島港に入航し、又は鹿島港を出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては鹿島水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第二十四条 長さ百四十メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の船舶は、千葉航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の船舶は、市原航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 (略)

第二十九条 (略)

2 長さ百五十メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）

、鹿島水路を航行して鹿島港に入航し、又は鹿島港を出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては鹿島水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第二十四条 長さ百四十メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の船舶は、千葉航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の船舶は、市原航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 (略)

第二十九条 (略)

2 長さ百五十メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）

以上の船舶は、東京東航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

3 長さ三百メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

4 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）、若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

5 長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつ

以上の船舶は、東京東航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

3 長さ三百メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

4 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）、若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

5 長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつ

ては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

6 (略)

(航行に関する注意)

第二十九条の三 長さ二百七十メートル(油送船にあつては、総トン数五千トン)以上の船舶は、高潮防波堤東信号所から二十二度三十分三千八百四十メートルの地点から百二十三度三十分引いた線と東航路西側線屈曲点から百二十三度三十分引いた線との間の航路(以下この項及び別表第四において「東水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 長さ百七十五メートル(油送船にあつては、総トン数五千トン)以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 (略)

(航行に関する注意)

第二十九条の五 総トン数三千トン以上の船舶は、第一航路を航

あつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

6 (略)

(航行に関する注意)

第二十九条の三 長さ二百七十メートル(油送船にあつては、総トン数五千トン)以上の船舶は、高潮防波堤東信号所から二十二度三十分三千八百四十メートルの地点から百二十三度三十分引いた線と東航路西側線屈曲点から百二十三度三十分引いた線との間の航路(以下この項及び別表第四において「東水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 長さ百七十五メートル(油送船にあつては、総トン数五千トン)以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 (略)

(航行に関する注意)

第二十九条の五 総トン数三千トン以上の船舶は、第一航路を航

行して入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第三十三条 総トン数三百トン以上の船舶は、大船橋以西の木津川運河を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては木津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面（以下この項及び別表第四において「南港水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一〇六 (略)

3 総トン数三千トン以上の船舶は、堺信号所から三百一度二千五百四十メートルの地点から二十九度に引いた線以東の堺航路

行して入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第三十三条 総トン数三百トン以上の船舶は、大船橋以西の木津川運河を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては木津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面（以下この項及び別表第四において「南港水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一〇六 (略)

3 総トン数三千トン以上の船舶は、堺信号所から三百一度二千五百四十メートルの地点から二十九度に引いた線以東の堺航路

(以下この項及び別表第四において「堺水路」という。)を航行して堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区に入航し、又は堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区を出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 総トン数一万トン以上の船舶は、浜寺信号所から二百六十二度四十分二千七百五十五メートルの地点から百八十一度に引いた線以東の浜寺航路(以下この項及び別表第四において「浜寺水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 総トン数四万トン(油送船にあつては、千トン)以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

6 (略)

(航行に関する注意)

第三十三条の二 長さ二百メートル以上の船舶は、港内航路を航

(以下この項及び別表第四において「堺水路」という。)を航行して堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区に入航し、又は堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区を出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 総トン数一万トン以上の船舶は、浜寺信号所から二百六十二度四十分二千七百五十五メートルの地点から百八十一度に引いた線以東の浜寺航路(以下この項及び別表第四において「浜寺水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 総トン数四万トン(油送船にあつては、千トン)以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

6 (略)

(航行に関する注意)

第三十三条の二 長さ二百メートル以上の船舶は、港内航路を航

行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第四十條 総トン数一万吨（油送船にあっては、三千トン）以上の船舶は、早瀬瀬戸水路を航行しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、早瀬瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。）を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数三百トン以上の船舶は、若松港口信号所から百八十四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度に引いた線以西の若松航路（以下この項及び別表第四において「若松水路」という。）を航行して入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 (略)

(航行に関する注意)

第四十三條 総トン数千トン（油送船にあっては、五百トン）以上の船舶は、高知港御置瀬灯台（北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒）から九十度に引いた線以南

行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六條の第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第四十條 総トン数一万吨（油送船にあっては、三千トン）以上の船舶は、早瀬瀬戸水路を航行しようとするときは、法第三十六條の第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、早瀬瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。）を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数三百トン以上の船舶は、若松港口信号所から百八十四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度に引いた線以西の若松航路（以下この項及び別表第四において「若松水路」という。）を航行して入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六條の第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 (略)

(航行に関する注意)

第四十三條 総トン数千トン（油送船にあっては、五百トン）以上の船舶は、高知港御置瀬灯台（北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒）から九十度に引いた線以南

の航路（以下この項及び別表第四において「高知水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第四十六条 総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂（百メートル）から高崎鼻まで引いた線以西の航路（以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第五十条 総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

の航路（以下この項及び別表第四において「高知水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第四十六条 総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂（百メートル）から高崎鼻まで引いた線以西の航路（以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

(航行に関する注意)

第五十条 総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 (略)

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
千葉	千葉航路 及び市原航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一 東京湾アクアライン海ほたる灯（北緯三十五度二十七分五十二秒東経百三十九度五十二分二十八秒）から二十八度三十分九千五百四十メートルの地点 二 千葉灯標信号所から十八度三十分四千九百十メートルの地点 三 千葉灯標信号所から四十五度三十分四千二百三十メートルの地点 四 千葉灯標信号所から六十二度五千八百八十メートルの地点 五 千葉灯標信号所から六十六度三十分五千六百六十メートルの地点 六 千葉灯標信号所から五十三度三十分三千九百三十メートルの地点 七 千葉灯標信号所から八十七度三十分三千五百八十メートルの地点 八 千葉灯標信号所から百二十六度三十分三千三百十メートルの地点 九 千葉灯標信号所から百三十一度二千五百二十メートルの地点

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
京浜	横浜航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第五十六号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一 横浜大黒防波堤西灯台（北緯三十五度二十六分五十三秒東経百三十九度四十一分三十八秒）から百六十二度三十分四千五百六十メートルの地点 二 横浜大黒防波堤西灯台から百七十三度三十分五千九百五十メートルの地点 三 横浜大黒防波堤西灯台から百七十一度三千四百五十メートルの地点 四 横浜大黒防波堤西灯台から百八十七度二千六百メートルの地点 五 横浜大黒防波堤西灯台から百八十一度千七百五十メートルの地点 六 横浜大黒防波堤西灯台から百九十二度千六百七十メートルの地点 七 横浜大黒防波堤西灯台から百八十八度千三十メートルの地点 八 横浜大黒防波堤西灯台から二百十五度三十分九百メートルの地点 九 横浜大黒防波堤西灯台から二百十

<p>京浜</p>	
<p>十 千葉灯標信号所から百六十三度三十分三千二百七十メートルの地点 十一 千葉灯標信号所から二百二十度三十分二千七百九十メートルの地点 十二 東京湾アクアライン海ほたる灯から五十四度九千五百二十メートルの地点 十三 東京湾アクアライン海ほたる灯から三十九度七千二百三十メートルの地点</p>	<p>東京東航 路及び東 京西航路</p> <p>第一号から第十三号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第十四号に掲げる地点から第二十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第十四号に掲げる地点と第二十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面以外の海面（航路を除く。）</p> <p>一 羽田船舶信号所から百度三十分千四百三十メートルの地点 二 羽田船舶信号所から三百十五度四千七百七十メートルの地点 三 青海信号所から百六十三度三千七百四十メートルの地点 四 青海信号所から百八十五度二千五百五十メートルの地点 五 青海信号所から百五十一度千九百四十メートルの地点</p>

<p>五度六百八十メートルの地点 十 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十四度六百八十メートルの地点 十一 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十二度三十分九百二十メートルの地点 十二 横浜大黒防波堤西灯台から二百三十二度九百八十メートルの地点 十三 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十八度千七百七十メートルの地点 十四 横浜外防波堤北灯台から百七十四度千三百五十メートルの地点 十五 横浜外防波堤北灯台から百七十七度三十分千二百二十メートルの地点 十六 横浜外防波堤北灯台から百九十二度三十分千二百二十メートルの地点 十七 横浜外防波堤北灯台から百八十五度六百七十メートルの地点 十八 横浜外防波堤北灯台から百九十九度六百三十メートルの地点 十九 横浜外防波堤北灯台から百九十六度三十分三百九十メートルの地点 二十 横浜外防波堤北灯台から二百一十八度三十分四百二十メートルの地点 二十一 横浜外防波堤北灯台から二百一十一度六百五十メートルの地点 二十二 横浜外防波堤北灯台から二百二十九度三十分六百八十メートルの地点</p>	
--	--

-
-
- 六 青海信号所から百十三度千七百二十メートルの地点
 - 七 青海信号所から八十六度三十分二千八百七十メートルの地点
 - 八 十五号地南信号所から二百八十三度千五百八十メートルの地点
 - 九 十五号地南信号所から三百二十一度八百メートルの地点
 - 十 十五号地南信号所から三百十六度三百九十メートルの地点
 - 十一 十五号地南信号所から二百五十四度六百八十メートルの地点
 - 十二 十五号地南信号所から百六十三度二千四百七十メートルの地点
 - 十三 十五号地南信号所から百四十二度二千六百六十メートルの地点
 - 十四 羽田船舶信号所から三百五十六度二千九百六十メートルの地点
 - 十五 羽田船舶信号所から三百四十二度四千七百八十メートルの地点
 - 十六 青海信号所から百四十八度三千百八十メートルの地点
 - 十七 青海信号所から百五十二度三千百六十メートルの地点
 - 十八 青海信号所から百五十五度二千六百六十メートルの地点
 - 十九 青海信号所から百十度三十分二千二百五十メートルの地点
 - 二十 青海信号所から九十三度三千七十七メートルの地点
-
-

-
-
- 二十三 横浜外防波堤北灯台から二百二十一度千四十メートルの地点
 - 二十四 横浜北水堤灯台（北緯三十五度二十七分三十六秒東経百三十九度三十九分三十秒）から百五十二度千七百七十メートルの地点
 - 二十五 横浜北水堤灯台から百六十度三十分千二百九十メートルの地点
 - 二十六 横浜北水堤灯台から百八十度九百三十メートルの地点
 - 二十七 横浜北水堤灯台から百七十六度五百六十メートルの地点
 - 二十八 横浜北水堤灯台から百八十七度五百五十メートルの地点
 - 二十九 横浜北水堤灯台から百八十七度九百メートルの地点
 - 三十 横浜北水堤灯台から百九十一度三十分千九百メートルの地点
 - 三十一 横浜北水堤灯台から二百四十四度三十分千八百八十メートルの地点
 - 三十二 横浜北水堤灯台から二百五十一度千十メートルの地点
 - 三十三 横浜北水堤灯台から二百七十六度三十分千七百八十メートルの地点
 - 三十四 横浜北水堤灯台から三百一度千六百八十メートルの地点
 - 三十五 横浜北水堤灯台から三百九度三十分千五百四十メートルの地点
 - 三十六 横浜北水堤灯台から二百六十
-
-

<p>二十一 十五号地南信号所から二百四十九度九百九十メートルの地点 二十二 十五号地南信号所から百八十七度三十分千五百八十メートルの地点 二十三 十五号地南信号所から百七十八度三十分三千二百三十メートルの地点 二十四 十五号地南信号所から百八十八度四千三百八十メートルの地点</p>	<p>川崎航路、鶴見航路及び横浜航路</p> <p>第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十五号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十六号に掲げる地点から第八十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十六号に掲げる地点と第八十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第九十号に掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十号に掲げる地点と第九十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面以外の海面（航路を除く。）</p> <p>一 横浜大黒防波堤西灯台（北緯三十</p>
---	--

<p>四度百十メートルの地点 三十七 横浜北水堤灯台から八十五度五百メートルの地点 三十八 横浜北水堤灯台から三度三十分二十メートルの地点 三十九 横浜北水堤灯台から三百五十二度千八百八十メートルの地点 四十 横浜北水堤灯台から三百三十七度千八百十メートルの地点 四十一 横浜北水堤灯台から三百三十八度千八百九十メートルの地点 四十二 横浜北水堤灯台から二十二度三十分千九百九十メートルの地点 四十三 横浜北水堤灯台から四十六度三十分千四百四十メートルの地点 四十四 横浜外防波堤北灯台から三百二十二度七百九十メートルの地点 四十五 横浜外防波堤北灯台から三百五十九度二百八十メートルの地点 四十六 横浜外防波堤北灯台から二百九十五度三十分百四十メートルの地点 四十七 横浜外防波堤北灯台から百一十一度三十分六十メートルの地点 四十八 横浜外防波堤北灯台から三十九度三十分二百三十メートルの地点 四十九 横浜大黒防波堤西灯台から二十五度三十分二百メートルの地点 五十 横浜大黒防波堤西灯台から二百九十四度五十メートルの地点</p>	
---	--

- 五度二十六分五十三秒東経百三十九度四十一分三十八秒) から百六十二度三十分四千五百六十メートルの地点
- 二 横浜大黒防波堤西灯台から百七十三度三十分五千九百五十メートルの地点
- 三 横浜大黒防波堤西灯台から百七十一度三千四百五十メートルの地点
- 四 横浜大黒防波堤西灯台から百八十七度二千六百メートルの地点
- 五 横浜大黒防波堤西灯台から百八十一度千七百五十メートルの地点
- 六 横浜大黒防波堤西灯台から百九十二度千六百七十メートルの地点
- 七 横浜大黒防波堤西灯台から百八十八度千三十メートルの地点
- 八 横浜大黒防波堤西灯台から二百十五度三十分九百メートルの地点
- 九 横浜大黒防波堤西灯台から二百十五度六百八十メートルの地点
- 十 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十四度六百八十メートルの地点
- 十一 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十二度三十分九百二十メートルの地点
- 十二 横浜大黒防波堤西灯台から二百三十二度九百八十メートルの地点
- 十三 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十八度千七百七十メートルの地点

- 五十一 横浜大黒防波堤西灯台から百三十一度二百メートルの地点
- 五十二 横浜大黒防波堤東灯台から二百二十九度三十分六百メートルの地点
- 五十三 横浜大黒防波堤東灯台から百三十五度三十分二百三十メートルの地点
- 五十四 横浜大黒防波堤東灯台から百三十七度三十分七百七十メートルの地点
- 五十五 横浜大黒防波堤東灯台から百三十七度三十分千六百六十メートルの地点
- 五十六 横浜大黒防波堤東灯台から百十九度三十分四千メートルの地点

(略)	
(略)	
(略)	十二度三十分三千五百六十メートルの地点 八十四 横浜大黒防波堤東灯台から六十五度三千メートルの地点 八十五 横浜大黒防波堤東灯台から五十五度三千七百メートルの地点 八十六 川崎東扇島防波堤東灯台から百九十三度三十分千二百八十メートルの地点 八十七 川崎東扇島防波堤東灯台から百五十九度七十六メートルの地点 八十八 川崎東扇島防波堤東灯台から百五十七度九百三十メートルの地点 八十九 川崎東扇島防波堤東灯台から百八十八度三十分千四百メートルの地点 九十 横浜大黒防波堤東灯台から六十九度九百九十メートルの地点 九十一 横浜大黒防波堤東灯台から五十七度三十分九百三十メートルの地点 九十二 横浜大黒防波堤東灯台から五十四度千四百二十メートルの地点 九十三 横浜大黒防波堤東灯台から六十一度千四百七十七メートルの地点
(略)	
(略)	
(略)	



(船舶設備規程の一部改正)

第三条 船舶設備規程(昭和九年逡信省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

第九号表 属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第四百
十六条の三関係）

表（略）

備考

一、五（略）

六 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十六
条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第九
項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされ
る工事又は作業を含む。）に従事する船舶（以下「許可工
事船」という。）には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白
色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなけ
ればならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定に
より備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七（略）

八 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第五条
の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された船
舶には、第二種紅色閃光灯及び紅色円すい形形象物各一個を
備え付けなければならない。

九、十四（略）

改正前

第九号表 属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第四百
十六条の三関係）

表（略）

備考

一、五（略）

六 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十
条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第九
項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされ
る工事又は作業を含む。）に従事する船舶（以下「許可工
事船」という。）には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色
ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなけ
ばならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定によ
り備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七（略）

八 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第四
条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された船
舶には、第二種紅色閃光灯及び紅色円すい形形象物各一個を
備え付けなければならない。

九、十四（略）

(船員法施行規則の一部改正)

第四条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(異常気象等の通報)

第三条の二 (略)

船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二十五条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十六条、水路業務法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五十五号）第三十九条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

表 (略)

(略)

改正前

(異常気象等の通報)

第三条の二 (略)

船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二十五条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十六条、水路業務法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五十五号）第三十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

表 (略)

(略)

(航路標識法施行規則の一部改正)

第五条 航路標識法施行規則(昭和二十四年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(権限の委任) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。</p> <p>一 法第二章並びに法第二十三条第一項第二号及び第三号(法第十九条第三項に係る部分を除く。)並びにこの省令(第二十八条を除く。)の規定による権限 当該航路標識(海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。)の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部</p> <p>二 法第三章、法第二十三条第一項第二号及び第三号(法第十九条第三項に係る部分に限る。)並びに法第二十四条並びに第二十八条の規定による権限</p> <p>イ・ロ (略)</p>
改正前	<p>(権限の委任) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。</p> <p>一 法第二章並びに法第二十二条第一項第二号及び第三号(法第十九条第三項に係る部分を除く。)並びにこの省令(第二十八条を除く。)の規定による権限 当該航路標識(海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。)の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部</p> <p>二 法第三章、法第二十二条第一項第二号及び第三号(法第十九条第三項に係る部分に限る。)並びに法第二十三条並びに第二十八条の規定による権限</p> <p>イ・ロ (略)</p>



(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第六条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(通報等) 第五条の十 (略)</p> <p>2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二十五条の規定による報告、海上交通安全法第三十九条第一項の規定による通報又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項若しくは第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該報告又は通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。</p> <p>3 (略)</p>
改正前	<p>(通報等) 第五条の十 (略)</p> <p>2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二十五条の規定による報告、海上交通安全法第三十三条第一項の規定による通報又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項若しくは第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該報告又は通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。</p> <p>3 (略)</p>



(小型船舶安全規則の一部改正)

第七条 小型船舶安全規則(昭和四十九年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

<p>備考</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 海上交通安全法第三十六条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業(同条第九項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含む。)に従事する小型船舶(以下「許可工事</p>	航海用具の名称			<p>数量</p> <p>近海以上の航行区域</p>	<p>沿海区</p> <p>平水区</p>	<p>摘要</p>
	(略)	汽船	帆船			
	(略)	汽船	帆船			
	(略)	汽船	帆船			
	(略)	汽船	帆船			

(航海用具の備付け)
 第八十二条 小型船舶(係留船を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号の表に定める航海用具を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみを航行するものには、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、紅灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備え付けることを要しない。
 一 非自航船(推進機関及び帆装を有しない小型船舶をいう。以下同じ。)及びるかい舟以外の小型船舶に対するもの

改正前

<p>備考</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 海上交通安全法第三十条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業(同条第九項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含む。)に従事する小型船舶(以下「許可工事</p>	航海用具の名称			<p>数量</p> <p>近海以上の航行区域</p>	<p>沿海区</p> <p>平水区</p>	<p>摘要</p>
	(略)	汽船	帆船			
	(略)	汽船	帆船			
	(略)	汽船	帆船			
	(略)	汽船	帆船			

(航海用具の備付け)
 第八十二条 小型船舶(係留船を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号の表に定める航海用具を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域とする小型船舶であつて昼間のみを航行するものには、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、紅灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備え付けることを要しない。
 一 非自航船(推進機関及び帆装を有しない小型船舶をいう。以下同じ。)及びるかい舟以外の小型船舶に対するもの

船」という。)には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなければならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定により備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七 海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号)第五条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された小型船舶には、第二種紅色閃光灯及び紅色円すい形形象物各一個を備え付けなければならない。

八〇十四 (略)

2 二・三 (略)

「と。いう。)には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなければならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定により備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七 海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号)第四条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された小型船舶には、第二種紅色閃光灯及び紅色円すい形形象物各一個を備え付けなければならない。

八〇十四 (略)

2 二・三 (略)

(海上保安庁組織規則の一部改正)

第八条 海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官)

第五十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 交通管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十九条第三項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による制限等及び同法第三十九条第四項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関すること。

三 港則法第三十八条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による信号、同法第三十八条第二項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による通報、同法第三十八条第四項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による指示、同法第四十一条第一項及び第四十五条第一項の規定による情報の提供、同法第四十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告並びに同法第四十六条の規定による職権(同法第五条第二項及び第三項、第七条、第十条(同法第四十三条において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条並びに第四十条(同法第四十三条において準用する場合を含む。))に規定する職権に限る。)の行使に関すること。

四 海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項、第二十二條及び第三十二条の規定による通報、同法第三十条第一項及び第三

改正前

(航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官)

第五十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 交通管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による制限等及び同法第三十七条第四項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関すること。

三 港則法第三十六条の三第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による信号、同法第三十六条の三第二項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による通報、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告に関すること。

四 海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二條の規定による通報、同法第二十九条の二第一項の規定による情

十四条第一項の規定による情報の提供、同法第三十一条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告並びに同法第三十五条の規定による措置に関すること。

五ノ八 (略)

5・6 (略)

別表第六(海上交通センター) (第百十九条関係)

所轄管区海上保安本部	名称	位置
第三管区海上保安本部	東京湾海上交通センター	横浜市
(略)	(略)	(略)

別表第十五(本部の事務所の所掌事務) (第百二十条関係)

本部の事務所	所掌事務
(略)	(略)
海上交通センター	一・二 (略) 三 本部長の指定する海域に係る第一号の船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四

報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報告に関すること。

五ノ八 (略)

5・6 (略)

別表第六(海上交通センター) (第百十九条関係)

所轄管区海上保安本部	名称	位置
第三管区海上保安本部	東京湾海上交通センター	横須賀市
(略)	(略)	(略)

別表第十五(本部の事務所の所掌事務) (第百二十条関係)

本部の事務所	所掌事務
(略)	(略)
海上交通センター	一・二 (略) 三 本部長の指定する海域に係る第一号の船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項の規定による制限等及び同条第四

(略)	<p>四 項の規定による勧告に関する事務 四 本部長の指定する海域に係る港則法第三十八条第一項の規定による信号、同条第二項の規定による通報の受理、同条第四項の規定による指示、同法第四十一条第一項及び第四十五条第一項の規定による情報の提供、同法第四十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第四十六条の規定による職権（同法第五条第二項及び第三項、第七条、第十条、第二十一条第一項、第二十二條、第二十五条並びに第四十条に規定する職権に限る。）の行使に関する事務</p> <p>五 本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項、第二十二條及び第三十二條の規定による通報の受理、同法第三十条第一項及び第三十四条第一項の規定による情報の提供、同法第三十一条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第三十五条の規定による措置に関する事務</p> <p>六〇十 (略)</p>
(略)	<p>四 項の規定による勧告に関する事務 四 本部長の指定する海域に係る港則法第三十六条の三第一項の規定による信号、同条第二項の規定による通報の受理、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>五 本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二條の規定による通報の受理、同法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>六〇十 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。ただし、第八条中別表第六の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。